

病院構造改革委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院構造改革委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定により、病院構造改革委員会(以下「委員会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(文書による意見の開陳等)

第2条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳することができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳する場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開)

第3条 委員会は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議において公開しないと決定した場合は、この限りではない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報等について審議等を行う場合
- (2) 会議等を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。

3 前条ただし書きの場合にあっても、公開することによって著しい支障をきたす部分を除き、公開するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年8月28日から施行する。